

8 その他（人権問題等）の相談

相談窓口名称	電話番号	相談内容	相談日・相談時間	備考
鹿児島県犯罪被害者等支援総合窓口 (県庁くらし共生協働課内)	099-286-2523	犯罪被害者等の相談内容に応じた個別相談窓口の案内	月～金 8:30～17:15	
かごしま犯罪被害者支援センター (かごしま県民交流センター内)	099-226-8341	犯罪被害者等からの電話・面接相談 法律相談（弁護士） 心理カウンセリング（臨床心理士）	火～土 原則 第2・4木曜 原則 第1・3土曜 (休館日：月曜)	月祝日の場合、翌火休 要予約・初回無料
被害者ホットライン	099-226-0691	犯罪被害者の相談	月～金 8:30～17:00	夜間留守番電話
性犯罪被害110番	099-206-7867	わいせつ・ちかん等の性犯罪被害等の相談	月～金 8:30～17:00	基本的に女性相談員
鹿児島地方検察庁 人権擁護課	099-259-0684	人権問題に関する全般的な相談	月～金 8:30～17:15	インターネット人権相談 http://www.jinken.go.jp/
同上 霧島支局	0995-45-0064			
同上 知覧支局	0993-83-2208			
同上 川内支局	0996-22-2300			
同上 鹿屋支局	0994-43-6790			
同上 奄美支局	0997-52-0376			
みんなの人権110番	0570-003-110	人権問題に関する全般的な相談	月～金 8:30～17:15	
鹿児島県障害者権利擁護センター	099-286-5110	障害者への虐待の通報・相談、障害者及び養護者支援のための情報提供等(市町村に障害者虐待防止センター設置)	月～金 8:30～17:15 休日・時間外は専用電話から携帯電話へ転送し対応	
鹿児島県交通事故相談所	099-286-2526	交通事故に関する相談(交通事故の損害賠償額の算出、示談の進め方、保険の請求に関する相談等)	月～金 9:00～15:30	電話・面接相談
公益財団法人日弁連交通事故相談センター (県弁護士会館内)	099-226-3765	交通事故の民事上の法律問題の相談	第1・2・3水曜	相談者と調整 電話・面接相談
鹿児島県弁護士会 交通事故無料法律相談	099-226-3765	交通事故に関する法律相談	原則金曜	13:00～16:00 要予約
独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA)	099-213-7250	交通事故に関する相談	木	8:30～17:00 要予約
公益財団法人 鹿児島県暴力追放運動推進センター	099-224-8601	暴力団関係者の不当な行為に関する相談	月～金 8:30～12:00 13:00～17:00	
外国人総合相談窓口	070-7662-4541	在留外国人からの、在留資格や雇用、医療・福祉等の生活に係る相談	火～日 9:00～17:00	※月曜日が祝祭日の場合は開所し、翌火曜日が休み
性暴力被害者サポートネットワークかごしま (通称：フラワー)	099-239-8787	性暴力被害に関する相談	火～土 10:00～16:00	月曜日が祝祭日の場合は翌火曜日が休み 祝日・年末年始を除く

“ご存じですか？ 鹿児島県の自殺の現状”

全国の自殺者数は、警察庁の自殺統計によると、平成10年以降3万人を超えて推移し、平成15年には最多の3万4427人となりました。その後、自殺対策政策の取組もあり、平成24年は、15年ぶりに3万人を下回り、平成30年には、37年ぶりに2万1000人を下回りました。しかし、依然多くの方々が自ら命を絶っており、本県においても毎年約300人の方々の尊い命が自殺により失われている状況にあります。また、自殺未遂者は自殺者数の約10倍以上、遺族等身近な人の自殺による影響を受けた人は5～6倍と言われ、多くの方々が自殺による深刻な影響を受けている状況であり、このような方々に丁寧な支援が行われないと、後々、自殺のハイリスク者になることが分かっています。

大切な命を守るために、“私たちひとりひとりが自殺予防について理解すること”、“さまざまな相談窓口を充実し周知すること”、“関係機関の連携”など、みんなで支え合う地域づくりが求められています。



イラスト
細川 韶々

“知っていただきたいこと”

* 自殺は「覚悟して本人が決めたこと」「個人の問題」ではありません

様々な社会問題(過労や失業、職場の問題、多重債務、子育ての悩み、いじめの問題、男女間の問題、介護の悩み、病気の悩みなど)を抱えた方々が、精神的に追い込まれた末の死であることがわかってきました。冷静な判断ができない状態(うつ状態など)となり、「自殺以外に方法がない」と思い詰めてしまう心理的視野狭窄のために起こることがほとんどです。自殺をする人は混乱状態にあるのです。



* 自殺は「特別な人」が「特別な理由」でするものではなく身近な問題です

平成28年日本財団自殺意識調査で、4人に1人の方が「自殺したいと考えたことがある」と答えています。とても身近な問題です。



* 「死ぬ 死ぬ」と言う人は本当は自殺しないというのは誤解です

自殺を考えている方は、何らかのサインを発していることが多いと言われています。本人からの大切なメッセージとして受け止めるよう努めましょう。



自殺総合対策大綱(*)において、自殺対策における基本認識が示されています。

1. 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である
2. 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はまだまだ続いている
3. 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

※ひとりひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指すことが目標として掲げられています。